

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町規則第 1 3 号

佐用町財務規則の一部を改正する規則

佐用町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第13号

佐用町財務規則の一部を改正する規則

佐用町財務規則（平成17年佐用町規則第33号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の徴収」を「公金の徴収」に、「私人に委託し、又は政令第158条の2第1項の規定により歳入の収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者に協議するものとする」を「同条第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に委託することができる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この場合においては、あらかじめ、会計管理者に協議するものとする。

第47条第2項中「歳入の徴収」を「公金の徴収」に、「委託した事務、委託を受けた者その他必要な事項を」を「法第243条の2第2項の規定により」に改め、「かつ、広報紙等に掲載することによって公表し、」を削り、「私人（以下「収入事務受託者」という。）に収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者に徴収又は収納の事務受託者」に改め、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「契約の定めるところにより歳入を徴収し、若しくは収納し、又はこれら徴収し、若しくは収納した歳入」を「徴収した歳入又は収納した歳入等」に改め、同条第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第47条の2を次のように改める。

（収納の事務を委託することができる歳入等）

第47条の2 法第243条の2の5第1項の規定により町長が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- （1） 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）及び森林環境税（当該森林環境税に係る森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する督促手数料、延滞金及び滞納処分費を含む。）
- （2） 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険料
- （3） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による保険料
- （4） 分担金
- （5） 負担金
- （6） 不動産売払代金
- （7） 過料
- （8） 損害賠償金（第10号に掲げる遅延損害金を除く。）
- （9） 不当利得による返還金
- （10） 第2号から第5号及び第7号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第5号、第6号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- （11） 雑入

(12) 歳入歳出外現金

第168条中「法第243条の2の2第1項」を「法第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。